

第4章

支援等のための体制整備への取組

- 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）62
- 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）88
- 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）92

第4章

支援等のための 体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の 設置及び地域住民に対する周知の促進

【施策番号150】

警察庁においては、市区町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）の確定状況等について定期的に確認しており、平成28年度以降、全ての市区町村で施策主管課が確定している。また、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、市区町村において犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請しており、全国1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）について、31年4月現在、全ての市区町村において、総合的対応窓口が設置されている（P170基礎資料5-3参照）。都道府県・政令指定都市については、23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている。

これら地方公共団体における総合的対応窓口のほか、都道府県・政令指定都市が行っている犯罪被害者等への支援施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi/madoguchi.html>）に掲載し、国民に対する周知に努めている。

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の 充実の促進

【施策番号151】

警察庁においては、地方公共団体に対し、

犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、総合的対応窓口の機能の充実や政令指定都市の区役所における体制整備を要請している。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」に、地方公共団体における犯罪被害者支援担当者に対する研修会の実施状況やその内容等を掲載して発信することにより、各地方公共団体における総合的対応窓口の機能の充実の促進に努めている。

(3) 地方公共団体における専門職の活用及び これらとの更なる連携・協力の充実・強化

【施策番号152】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請している。

平成31年4月現在、13都道府県・政令指定都市、80市町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している。



被害者等支援における関係機関連携と体制構築について～早期支援及び途切れない支援提供のために～

～平成30年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の講演より～

帝京平成大学 現代ライフ学部教授 大塚 淳子 氏

【途切れない支援】

専門機関が犯罪被害者等のニーズに対応してそれぞれ支援を行っているものの、縦割りによるすき間があり、被害者への周知も不足しています。日常生活は事件の後も続いているわけですから、すき間や漏れをつくらないようにするために、専門機関が連携して支援することが大切です。

途切れない支援については、被害直後から関係する機関が緩やかにつながって、さらに被害者が中心にいて、協働しながら必要な支援を共に考えていくことが大事です。被害者が周囲の関係機関とつながることは実はとても大変なことなので、できれば被害者の横に寄り添う伴走者の立場の支援者がいて、一緒に動く形がいいのだろうと思います。

それぞれ専門機関の役割はありますが、被害者の生活の全体を見る視点が支援に求められているのではないのでしょうか。



【連携する上での難しさ】

連携する上で困難なことについて、次の3点が挙げられます。1点目は、相互の理解不足です。お互いの団体について、名前や活動の概要は分かっているけど詳細を把握していないことがあります。2点目は、認識の温度差です。警察や検察等の考えることと、医療や福祉関係機関が考えることは大分違いますし、重要性・緊急性についての判断基準も異なります。例えば、身の安全という点で緊急度が高いと感じるところと、今夜食事ができない、眠れない、眠る場所がないということを中心に考えるところもあるわけです。3点目は、個人情報の扱いです。犯罪被害者等支援の分野では、他の組織へ情報提供・情報共有するためのハードルが非常に高いと感じます。これは、個人情報保護の問題もありますし、二次被害の問題のために慎重にならざるを得ないところもあります。また、被害者御本人が拒絶する場合もあるかもしれません。

【多機関連携の課題と展望について】

連携とは、共有化された目的を持つ複数の人及び機関が、単独では解決できない課題に対して主体的に協力関係を構築して、目的達成に向けて取り組む相互関係の過程とされます。

精神保健福祉分野で多職種協働や連携の促進に熱心に取り組まれた野中猛氏の資料を参考に申し上げますと、連携といっても、五つの段階があります。Ⅰは部署内に留まっている。Ⅱは外の関係者との接触を始める。Ⅲは定期的な情報交換を行う。Ⅳは調整がなされ役割分担が明確化される。Ⅴはネットワークが構築され協働が図られる、です。皆さんはどの段階に御自身の連携状況が当てはまるのでしょうか。Ⅰにとどまっているとしたら、これからステップアップしていきましょう。

連携を円滑にするヒントとして、3つの「ワーク」があります。フットワーク、ネットワーク、そして、チームワークです。目新しいことではありませんが、足で稼ぐ軽いフットワークが必要ですし、顔が見える相談しやすい関係づくりとしてネットワークも必要です。それから、目的を共有して一緒に協働するチームワークが何よりも大切です。どのように連携すれば自分たちの専門性が高まるかということですが、いきなり都道府県全域で行うことは大変ですから、圏域単位から始めることがいいのではないかと思います。

それから、講師を呼んで講演やワークを進めることも良いと思います。定期的に開催し、事例検討を実際に行うことも重要です。親会議等と位置付けられるような体制整備のための協議会等と個別事例の検討の機会を一緒に設けるなど、様々な機関や職種の方が同じテーブルにつくことが大事です。多機関連携は自然発生的にはできませんので、環境基盤を整備する必要があります。環境基盤の整備は、「仕掛け」をすることでもあります。人員や財源、権限等を自治体が持ち、地域全体の力をつけていくための仕掛けであり、それを動かすことだと思っています。

チームワークについては、チームワークの原則を理解しないとイケません。自分の機関だけで事足りると思っていますと、チームワークが必要だとは考えませんので、自分のところではできないことがあるのだというお互いの限界を知り、知恵と力を合わせていくことが重要です。

また、事例の検討は大変有効です。ジェノグラムやエコマップ等のように図示化すること、可視化することがとても大事です。こうした作業が、結果としてガイドラインのような成果物につながっていくことが多いです。

最後に、連携を進める際によく起こることですが、他機関がやってくれるだろうと思って引いてしまうと、すき間ができるということがあります。重なってしまっても無駄かもしれないと思っても、重なったら絶対にすき間はできませんので、お互いに一歩踏み出すことがとても大事なのではないかと思っています。

※ 本トピックスは、講演を概要として取りまとめたもの。講演の全文及び資料については、警察庁犯罪被害者等施策ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sesaku/higai/koe.html>) を参照。

(4) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

【施策番号153】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、犯罪被害者等に関する条例の制定及び計画・指針の策定状況について情報提供を行っている（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jorei/jorei.html>）。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」では、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定を取り上げ、当該条例に基づく主な支援施策等を紹介しているほか、平成29年3月には、都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等支援に特化した条例集を取りまとめるなど、地方公共団体に対する情報提供

に努めている。

31年4月現在、63都道府県・政令指定都市、588市区町村において、犯罪被害者等に関する

条例の制定又は計画・指針の策定が行われている。

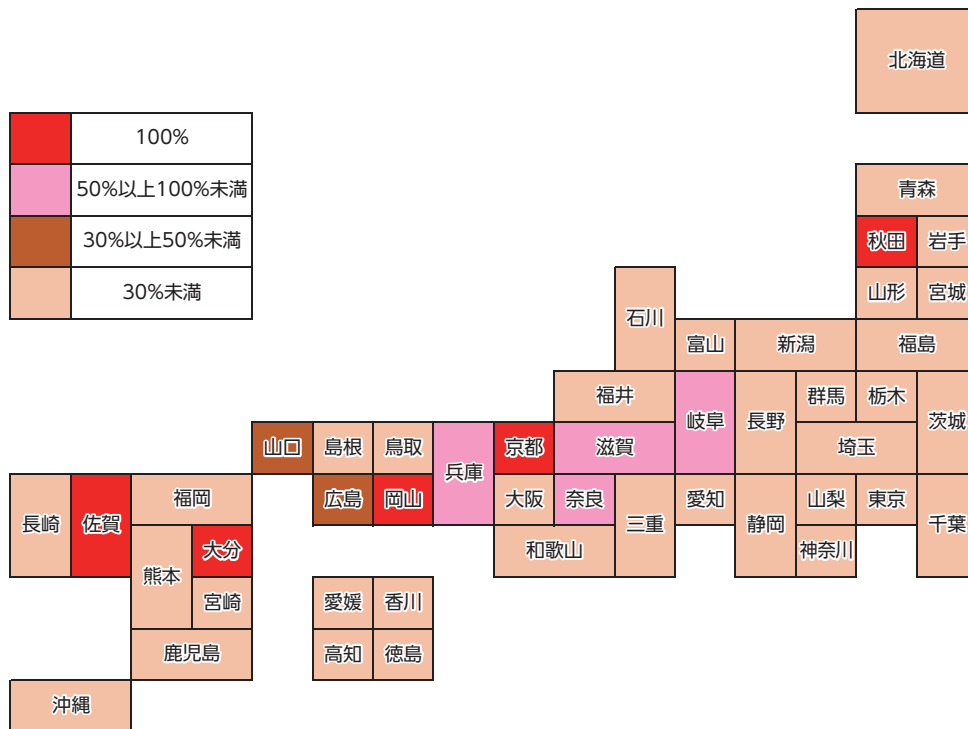


犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定状況

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進のため、犯罪被害者等に関する条例の制定等について情報提供を行っているところ、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等の支援に特化した条例（以下「特化条例」という。）を制定する動きが広がっている。

平成31年4月1日現在（47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中）、17道府県、6政令指定都市、272市区町村において特化条例が制定されている。

特化条例の制定状況（市区町村）平成31年4月1日現在



※ ここでいう特化条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例をいい、犯罪被害者等に対する見舞金支給についてのみ定めた条例も含むが、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例等のように、条例の一部に犯罪被害者等のための施策が規定されているものは含まない。

トピックス

地方自治体における犯罪被害者等支援～特化条例の制定・改正

【神戸市】

神戸市では、平成25年4月から神戸市犯罪被害者等支援条例を施行し、日常生活の支援、広報啓発、関係機関との連携等により犯罪被害者等支援に取り組んできたところ、同条例制定から5年が経過し、犯罪被害者等を取り巻く環境や支援のニーズが変化してきていること等を踏まえ、30年7月に同条例を改正して支援内容の拡充を図った。

改正点として、まず、事件発生直後の日常生活支援等の一部を拡充し、市の責務として行うことを明確化した。

また、民間支援団体や区役所と連携するなどして窓口を一元化（ワンストップ申請）し、来所する他の市民と接触しない犯罪被害者等の専用スペースを確保するなど、犯罪被害者等のプライバシー保護に努めることについても市の責務として明確化した。

さらに、被害者家庭の子供に対する教育支援を新設し、被害者家庭の子供について、家から学校までの送迎費用、事件の影響により学校に通えなくなった場合における家庭教師の費用等に関して、その半額を補助（1人上限5万円）することとした。

神戸市では、犯罪被害者等に一番身近な基礎自治体として、中長期的かつ途切れない支援のために支援制度の拡充・広報啓発等に取り組んでいくこととしている。

【横浜市】

横浜市では、平成24年度に「横浜市犯罪被害者相談室」を開設し、犯罪被害者等が地域で平穏な生活を営むことができるように、相談に応じ支援を行っているが、犯罪被害者等の抱える問題は多岐にわたり、様々な支援が必要となっている。

そこで、横浜市では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等への支援の充実や、市民の理解・協力の確保等の観点から、犯罪被害者等の支援について市、市民等及び事業者のそれぞれの責務を明確にするとともに、経済的な負担の軽減や被害からの早期回復のための支援等を盛り込んだ「横浜市犯罪被害者等支援条例」を30年12月に制定した。

条例では、基本理念において二次被害及び再被害の防止への配慮を明記した。また、条例に基づく支援策として、日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対しての家事・育児等のサービスの適切な提供や被害により従前の住居に居住することが困難となった場合の転居費用の助成、経済的負担の軽減を図るための一時的な生活資金の助成、精神的被害から早期に回復するための支援等を盛り込んだ。こうした支援施策は、死亡や重傷病の被害だけでなく、強制性交等罪等の性犯罪被害者も対象としている。

さらに、市内で発生した犯罪等により旅行者等市民以外の者が被害に遭った場合は、横浜市で相談に応じた上で住所地の地方公共団体と連絡調整を図ることを条例に盛り込んでいる。

横浜市では、同条例によって、犯罪被害者等の支援の充実のほか、関係機関との連携の強化と市民への理解促進を図ることで、犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組んでいくこととしている。

(5) 地方公共団体間の連携・協力の促進等**【施策番号154】**

警察庁においては、都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修に講師等として職員を派遣しているほか、犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業として、平成30年度は、青森県、大阪

府及び熊本県において、市町村職員等を対象にした研修会を実施した。

また、地方公共団体間の連携・協力が必要な事案が発生した場合に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備・配布し、地方公共団体間の情報の共有化を促進している。

トピックス**犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業**

警察庁では、基本法及び第3次基本計画に基づき、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備促進を図っているところ、同支援体制の更なる底上げを図るとともに、多機関連携及び地域間連携を促進し、地域における犯罪被害者等施策を総合的に推進するため、平成29年度から、「犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業」を実施している。

30年度は、青森県、愛知県、滋賀県、大阪府、奈良県及び熊本県において同事業を実施したところ、このうち、愛知県の事例については、次のとおりである。

【愛知県】

愛知県では、重大事案発生時を想定したシミュレーション演習等を通じて、犯罪被害者等支援に係る県内各担当者の対応力の強化を図るとともに、講演等の実施を通じて、犯罪被害者等支援に関する県民の意識を高め、地域全体で犯罪被害者等支援をより一層推進するため、30年9月に「犯罪被害者等支援に係る重大事案発生時の対応力強化等事業」を2日間にわたり実施した。

1日目には、講演、図上演習等を行った。講演では、青木聰子氏（NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす代表）から「地域における犯罪被害者支援とは～被害者にやさしく、誰もが安全安心に暮らせるまちづくりのために～」をテーマに、犯罪被害後の二次的被害や日常生活、求められる支援等を内容とする講演が行われた。また、図上演習では、「重大事案発生時の被害者支援活動を想定したシミュレーション演習」と題し、重大事案発生後の時系列順に、愛知県被害者支援連絡協議会が活動するための現地支援本部の設置をはじめとした関係機関・団体の被害者支援活動及び連携方策について、実際に会場内で設定された場所を移動しながら演習を行った。

2日目には、講演、報告等を行った。講演では、片岡笑美子氏（性暴力救援センター日赤なごやなごみセンター長）から「性暴力被害の実態と急性期対応について」を、愛知県警察本部生活安全



図上演習の様子

部子ども女性安全対策課から「ストーカー対策について」を、それぞれテーマとする講演が行われた。また、報告では、名古屋市市民経済局地域振興部地域安全推進課から「名古屋市犯罪被害者等支援条例」をテーマに、同条例制定の経緯や条例の内容及び条例を具体化する名古屋市の事業について報告が行われた。

(6) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

【施策番号155】

P 29 【施策番号65】 参照

(7) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号156】

P 28 【施策番号59】 参照

(8) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

【施策番号157】

P 28 【施策番号60】 参照

(9) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号158】

文部科学省においては、子供たちが全国どこからでも、いつでも、気軽に悩みを相談できる「24時間子供SOSダイヤル」を設置し、教育委員会等による紹介カードやリーフレット等の配布等を通じて、児童生徒や保護者への周知を図っている。

また、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いている状況等を受け、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

(P 22 【施策番号55】 参照)

(10) ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号159】

ア P 28 【施策番号61】 参照

【施策番号160】

イ P 28 【施策番号62】 参照

【施策番号161】

ウ P 28 【施策番号63】 参照

【施策番号162】

エ P 29 【施策番号64】 参照

【施策番号163】

オ P 29 【施策番号65】 参照

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号164】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者支援団体に対し、研修内容に関しての助言や講師派遣等の協力を行っている。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、民間支援員も参加できる研修を実施するとともに、被害者支援連絡協議会等で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を実施している（被害者支援連絡協議会については、P 69【施策番号167】参照）。

(12) 地方公共団体の取組に対する支援

【施策番号165】

内閣府においては、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質を向上させるとともに、犯罪被害者支援を充実させるため、都道府県、市町村等の関係機関及び民間の更なる連携の促進を図ることを目的として、官

民の配偶者暴力被害者支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の職員及び相談員）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業」を実施している。

(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号166】

警察においては、他の犯罪被害者支援に係る機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、これらの関係機関・団体等の犯罪被害者支援のための制度等を説明できるように努めている。また、犯罪被害者支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供することとしている。

(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号167】

警察においては、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関すること等、極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察のほか、検察庁、弁護士会、法テラス、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局、県や市の相談機関や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等による被害者支援連絡協議会を全都道府県に設立

し、犯罪被害者支援のための相互の連携を図っている。

このほか、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を構築している。

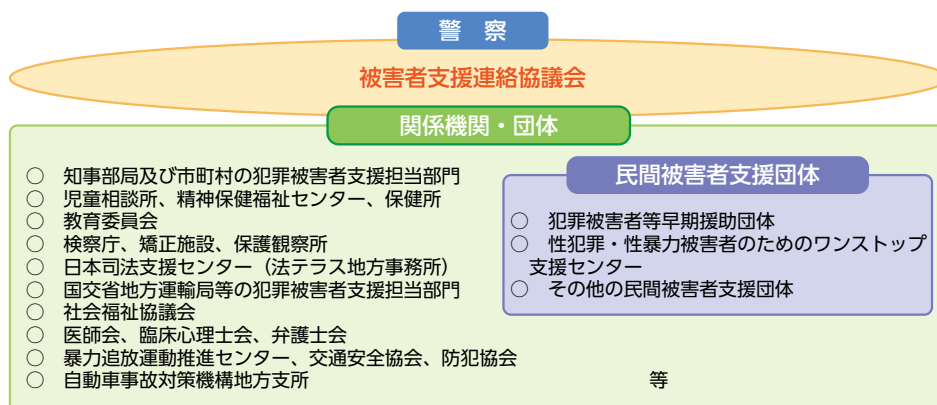
平成30年4月現在、全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会と1,131の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

(15) 警察における相談体制の充実等

【施策番号168】

ア 警察においては、犯罪被害の未然防止に関する相談等の各種相談に応じる窓口を設置している。また、電話による相談についても、全国统一番号の警察相談専用電話「#9110」番を設置するとともに、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪被害相談（P83【施策番号201】参照）、少年相談、消費者被害相談等の個別の相談窓口を設け、相談体制の充実を努めている。さらに、犯罪被害者等の住所地や匿名と実名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負

警察と関係機関・団体等とのネットワーク



担が少なくなるような対応に努めている。

加えて、警察庁から委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業を実施し、被疑者の検挙や犯罪被害者の早期保護等に役立っている（P32【施策番号78】参照）。

都道府県警察においては、交通事故被害者等に対して、「被害者の手引」、現場配布用リーフレット等を活用して、

- ・ 刑事手続の流れ
- ・ 交通事故によって生じた損害の賠償を求める手続
- ・ ひき逃げ事件や相手方が自賠責保険に加入していなかった場合に国が損害の填補を行う制度（政府保障事業）
- ・ 被害者支援に関する各種相談窓口等に関する説明を行っている。

また、都道府県警察においては、交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報の提供を行っている。平成30年中の都道府県警察に

犯罪被害者ホットライン



おける意見の聴取等の期日等に関する問合せに対する回答件数は3件、行政処分の結果に関する問合せに対する回答件数は23件であった。

都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士等が、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行っており、29年度中の同センターにおける交通事故相談回数は9,452回であった。

【施策番号169】

イ 警察においては、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するなどして、性犯罪被害相談において、相談者の希望する性別の職員が対応することができるように努めている。また、執務時間外においても当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進している。

(16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

【施策番号170】

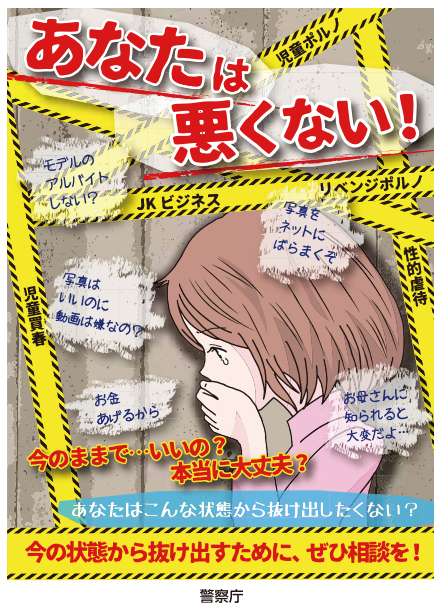
警察においては、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係等が窓口となって、少年や保護者等からの相談を受け付けている。相談には、警察官や少年補導職員が対応し、必要な助言、指導を行っている。

また、全都道府県警察に「ヤングテレホン

被害少年からの相談の様子（被害少年は模擬）



被害児童向けの相談窓口案内リーフレット



小学生向けリーフレット「あなたは気づいていないかも」



コーナー」等の名称で電話による少年相談窓口を設けており、フリーダイヤルによる相談や電子メール等による夜間・休日における受付等、少年や保護者等が相談しやすい環境の整備を図っている。

平成30年4月現在、全国194か所に少年サポートセンターが設置されており、このうち73か所は、少年や保護者等が気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設

置されている。

警察庁においては、相談内容に応じた適切な窓口を紹介するリーフレットを作成して都道府県警察や関係府省に配布している。

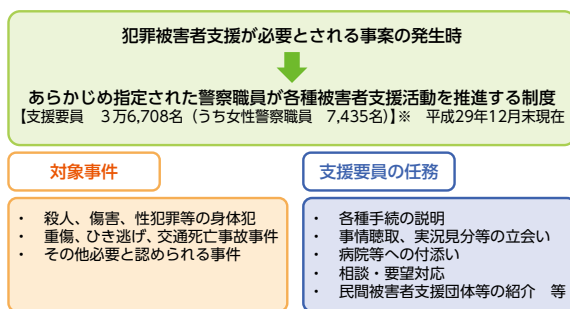
(17) 「指定被害者支援要員制度」の活用

【施策番号171】

警察においては、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを行ったりする指定被害者支援要員制度を各都道府県警察で運用している。また、指定被害者支援要員に対して、犯罪被害者支援において必要となる知識等についての研修、教育等を実施している。

平成29年末現在、指定被害者支援要員として全国で3万6,708人が配置されている。

指定被害者支援要員制度



支援要員による病院の付添い(被害者は模擬)



○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等の支援及び関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者等支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪被害者等の具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供等を行うとともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減に努めている。

(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号172】

国土交通省においては、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対して、各種研修や実務必携の発刊等を通じ、その能力の向上や、交通事故被害者等から刑事手続等の相談を受けた場合の対応についての周知を図っている。

(19) 公共交通事故被害者への支援

【施策番号173】

国土交通省においては、平成24年4月、公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、公共交通事故被害者支援室を設置し、被害者等から事業者への要望の取次ぎ、相談内容に応じた適切な関係機関の紹介等を行っている。

30年度においては、公共交通事故発生時には、被害者等からの相談を聞き取って適切な相談窓口を紹介し、平時には、支援に当たる職員に対する教育訓練の実施、関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者における被害者等支援計画の策定の働き掛け等を行った。

28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故に関しては、継続的に遺族会との意見交換会を開催するなどの対応を実施した。

(20) 婦人相談所等職員に対する研修の促進

【施策番号174】

厚生労働省においては、平成23年度から、国立保健医療科学院で行っている婦人相談所等指導者研修等において、配偶者からの暴力の被害を受けた女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための婦人相談所等の職員に対する専門研修を実施している（P40【施策番号108】参照）。

(21) ストーカー事案への対策の推進

【施策番号175】

内閣府においては、地方公共団体におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、平成29年度に「ストーカー被害者支援マニュアル」を作成し、地方公共団体及び被害者支援を行っている関係機関等に配布している。

（P68【施策番号165】参照）

(22) ストーカー事案への適切な対応

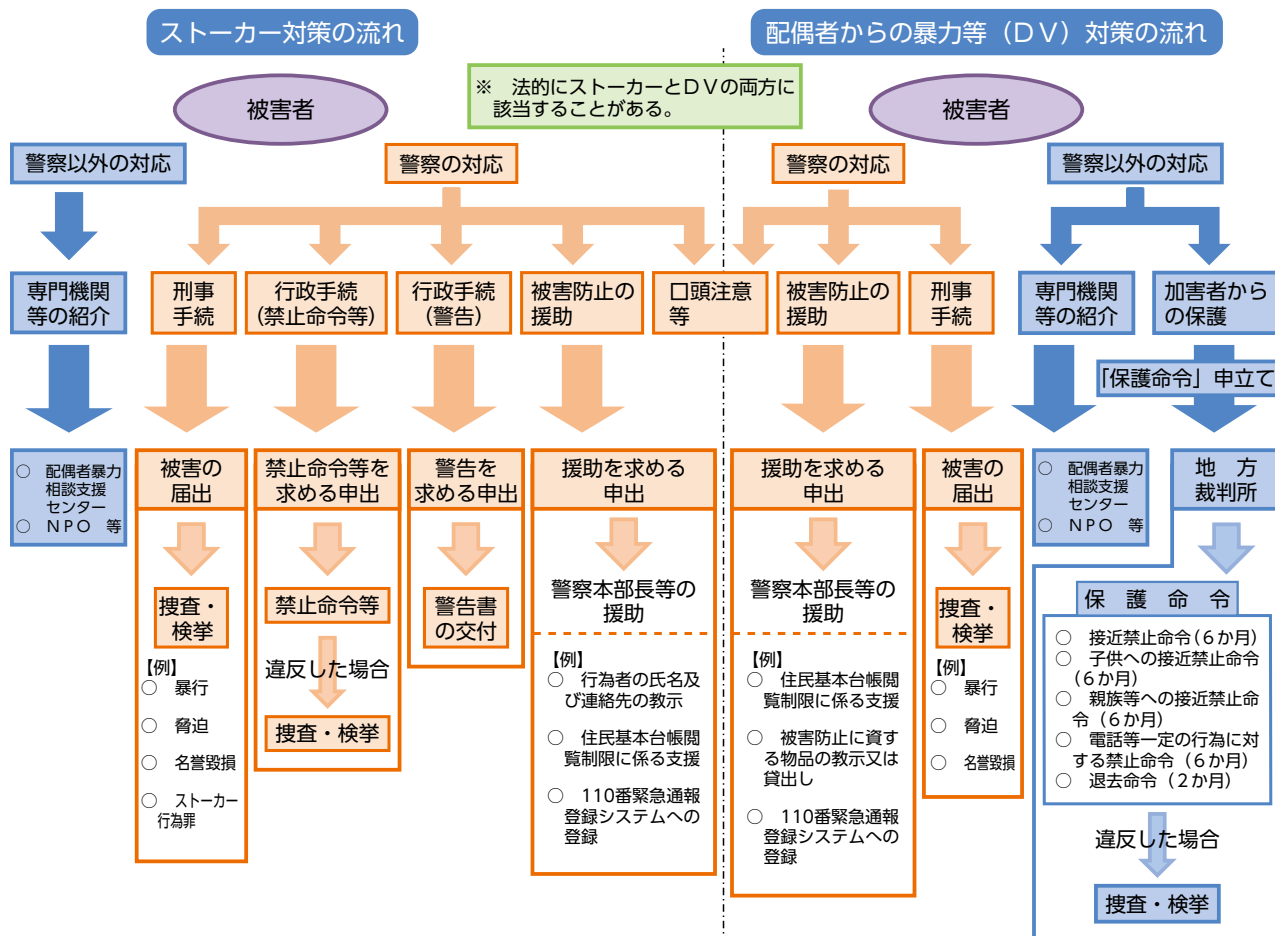
【施策番号176】

平成30年中の警察におけるストーカー事案の相談等件数は2万1,556件であった（警察庁ウェブサイト「平成30年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」：https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/H30taioujoukyou_shousai.pdf）。

ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。

このため、警察においては、ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に対処することとしている。具体的には、ストーカー規制法その他の法令の積極

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、被害者の意思決定支援手続等を導入している。

さらに、逮捕状請求における被疑事実の要旨記載に際しての被害者に関する事項の表記方法への配慮、仮釈放又は保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携強化、被害者支援における婦人相談所、法テラス等の関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している。

また、29年4月にストーカー総合対策関係省庁会議において改訂された「ストーカー総

合対策」に基づき、関係機関と連携した取組を一層推進している。

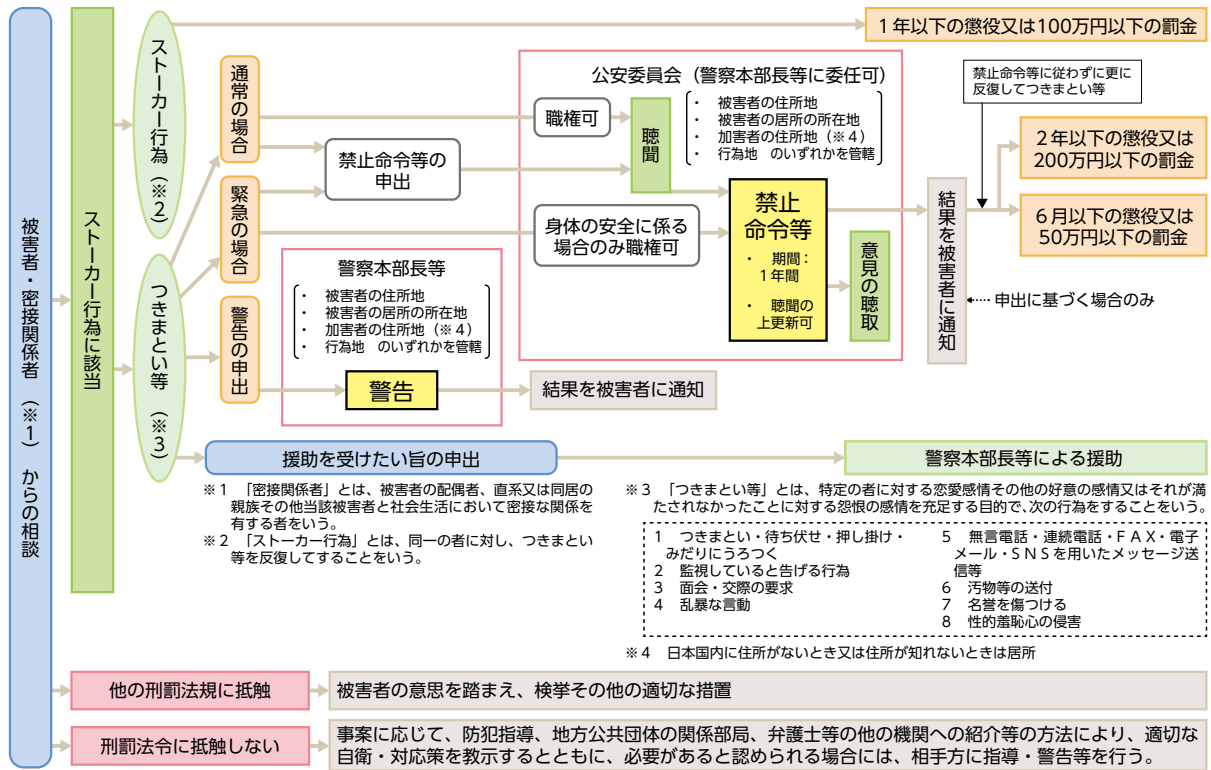
(23) 人身取引被害者の保護の推進

【施策番号177】

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

政府では、平成16年4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」（同年12月犯罪対策閣僚会議決定）、「人身取引対策行動計画2009」（21年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適

ストーカー事案に対する警察の対応の流れ



切な保護を推進してきたところ、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、26年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を決定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

30年5月、人身取引対策推進会議の第4回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、同計画に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

また、同年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせてバナー広告により、同年7月30日の「人身取引反対世界デー」及び同年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてSNSにより、それぞれ我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・

撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

(24) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実
【施策番号178】

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判活動を行うため、検察官等の研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図っている。

(25) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実
【施策番号179】

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々

ストーカー総合対策

ストーカー総合対策

ストーカー総合対策関係省庁会議
(内閣府、警察庁、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

I 経緯

- 「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
 - ・ストーカー対策の抜本的強化「関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ」

平成27年3月20日 ストーカー総合対策 策定

- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)(平成28年12月6日成立)
 - ・規制対象行為の拡大、行政措置及び罰則の見直し、関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持の配慮 等

平成29年4月24日 ストーカー総合対策 改訂

II 概要

1 被害者等からの相談対応の充実

- ◆ 早期の段階で被害者等が関係機関につながるができるよう、被害者等からの相談窓口の充実
- ◆ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(以下「職務関係者」)に対し、被害者等の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発の実施
- ◆ 民間の自主的な組織活動を含めた関係機関間の連携協力の推進

4 調査研究、広報啓発活動等の推進

- ◆ 国、地方公共団体による加害者を更生させるための方法、被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進
- ◆ ストーカー行為等の被害実態把握のための取組の推進
- ◆ 被害者にも加害者にもならないための教育活動を通じた知識の普及及び啓発の推進
- ◆ ストーカー被害の未然防止・拡大防止等に関する広報活動を通じた知識の普及及び啓発の推進

2 被害者情報の保護の徹底

- ◆ 加害者となるおそれのある者に対し、被害者等に係る情報の提供が禁止されていることに係る関係者への周知
- ◆ 職務関係者による被害者等の秘密の保持への十分な配慮
- ◆ 国、地方公共団体等が保有する被害者等の個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のための必要な措置の実施

5 加害者対策の推進

- ◆ ストーカー加害者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携した様々な段階における更生に向けた取組の推進
- ◆ 仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特異動向等に係る保護観察所及び警察の連携による必要な措置の実施
- ◆ 加害者への治療等に係る警察及び地域精神科医療等との連携の推進
- ◆ 受刑者及び少年院在院者に対する、ストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施及び充実

3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進

- ◆ 婦人相談所における一時保護、都道府県警察における一時避難に係る経費の補助等、一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進
- ◆ 婦人保護施設における中長期支援、公的賃貸住宅への優先入居等、長期的避難のための支援措置の実施
- ◆ 弁護士費用の負担軽減、地方公共団体が実施した措置に対する地方交付税による財政措置等、被害者等への経済面からの支援方策の実施

6 支援を図るための措置

- ◆ 人材の養成及び資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策のための財政上の措置

第4章

人身取引対策ポスター

提供：内閣府

な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の手助け等をするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等を紹介するなどの支

援活動を行っている。

被害者支援員を対象とする研修において、被害者支援に携わる者を講師として招いているほか、日々の活動として、被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、被害者支援の状況についての情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図っている。また、被害者支援員の意義や役割について記載されている犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等に配布するなどして、被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、地方検察庁等に、被害者相談専用電話番号(ホットライン)を設け、被害者支援員等が電話対応をしている。

75

(26) 更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実

【施策番号180】

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。相談・支援の実施においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報を提供するなどしている。また、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を期するため、国や地方公共団体の機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携の強化を図るとともに、更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努めている。

(27) 被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実

【施策番号181】

法務省においては、刑事裁判及び少年審判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を対象とする研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者支援の実践的技能を修得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にするように努めている。

(28) 犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実

【施策番号182】

法務省の人権擁護機関においては、調査救済制度周知用リーフレットを作成・配布し、法務省の人権擁護機関が実施する人権相談や調査救済制度の周知に努めている。

また、「子どもの人権110番」、「子どもの人

権SOSミニレター」(料金受取人払の封筒兼便箋)、「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談受付窓口」等の各種相談窓口についても、法務省のウェブサイトや広報資料に掲載するなど、積極的な広報に努め、その周知を図っている。

さらに、人権相談や調査救済事務に従事する職員を対象に、研修を実施し、犯罪被害者等に係るものを含む人権侵害の被害の救済に的確に対応するための体制強化を図っている。

人権擁護委員に対しては、犯罪被害者等に係るものを含む人権問題全般に適切に対応できるよう、適切かつ十分な研修の実施に努めている。

子どもの人権110番ポスター



提供：法務省

(29) 犯罪被害者である子供の支援

【施策番号183】

法務省の人権擁護機関においては、いじめ・体罰・虐待といった子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、児童相談所等の関係機関と連携の上、事案に応じた適切な措置を講じている。

(30) 高齢者に関する人権相談への対応の充実**【施策番号184】**

法務省の人権擁護機関においては、法務局に出向くことが困難な高齢者施設等の社会福祉施設の入所者やその家族が施設内で相談できるよう、施設の協力を得て、臨時に特設の人権相談所を開設して、入所者等からの人権相談に応じている。また、介護サービス施設・事業所に所属する訪問介護員等、高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなどの連携を図っている。

(31) 法テラスによる支援の検討**【施策番号185】**

ア 認知機能が十分でないために弁護士等の法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象とした資力にかかわらない法律相談援助制度の創設や、民事裁判等手続の準備及び追行に限定されていた代理援助・書類作成援助の対象行為を、認知機能が十分でない高齢者・障害者等に対しては、生活保護給付に係る処分に対する審査請求等、一定の行政不服申立手続の準備及び追行に拡大することを内容とする総合法律支援法の一部を改正する法律が平成28年5月に成立し、30年1月から施行された。

【施策番号186】

イ ストーカー、配偶者からの暴力等及び児童虐待の被害者を対象とした資力にかかわらない法律相談援助制度の創設を内容とする総合法律支援法の一部を改正する法律が28年5月に成立し、30年1月から施行された。

(32) 地域包括支援センターによる支援**【施策番号187】**

地域包括支援センターにおいては、地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援のみでは十分に問題を解決することができな

い、又は適切なサービス等につながる方法が見付けられないなどの困難な状況にある高齢者に対し、市町村、保健所、医療機関等と連携を図りつつ、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応等に取り組み、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行っている。

(33) 地方公共団体に対する子供・若者育成支援についての計画に関する周知**【施策番号188】**

内閣府においては、都道府県・政令指定都市に対し、平成31年2月に開催した都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議において、子ども・若者育成支援推進法に基づく子供・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子供・若者育成支援推進大綱」（28年2月子ども・若者育成支援推進本部決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知した。

(34) 学校内における連携及び相談体制の充実**【施策番号189】**

ア P22【施策番号55】参照

【施策番号190】

イ 文部科学省においては、学校において虐待を受けた子供の早期発見、早期対応が可能となるよう、虐待を受けた子供への対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭等の資質向上のための研修等の内容の充実を図っている。

(35) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実**【施策番号191】**

児童生徒による暴力行為の発生件数が依然として相当数に上っており、また、教職員の体罰や児童生徒間のいじめにより重大な被害が生じる事案も引き続き発生していること等

が教育上の大きな課題となっている。これらを踏まえ、文部科学省においては、学校における教育相談体制の充実に取り組むとともに、都道府県・政令指定都市の教育委員会や学校に対して、

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる暴力行為やいじめ事案については、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点等から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携した対応を講じることが重要であること。
- ・ 教員が体罰を目撃した場合や学校が体罰や体罰を疑われる事案の報告・相談を受けた場合には、事実関係の正確な把握に努めるとともに教育委員会へ報告すること。
- ・ 学校が体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ること。

等を示し、教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力や相談を受け付ける体制の整備を促している。

(36) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

【施策番号192】

不登校児童生徒への支援について初めて体系的に定めた、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が、平成28年12月に成立し、29年2月から全面施行された。

文部科学省においては、同法を踏まえ、同年3月に、学校が不登校児童生徒に対し組織的かつ継続的支援を推進するなどの不登校児童生徒への支援に関する施策を推進するための基本的な指針を策定し、同法及び同指針の趣旨等を教育関係者に周知した。

また、不登校児童生徒への支援に際して中核的な機能を果たす教育支援センター等の設置促進、機能強化等に関する実践研究等を実施している（P78トピックス「不登校児童生徒に対する支援について」参照）

トピックス

不登校児童生徒に対する支援について

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法を踏まえ策定した基本指針に基づき、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進している。

具体的には、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりの推進や、不登校児童生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校（※1）及び教育支援センター（※2）の設置促進、不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実等が挙げられる。

さらに、教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備や教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援体制の構築についての調査研究を実施し、その成果を共有することで、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向けた学習等の活動に取り組むことができるよう、不登校児童生徒に対するきめ細かな支援体制の整備等を促進している。

学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

(平成29年度予算額：155百万円)
30年度予算額：155百万円

【背景】

- 不登校児童生徒数は高止まり傾向（平成28年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約13万4千人）
- 28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要

【概要】

1. 教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究
2. 不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

1. 教育支援センター・民間団体における支援体制の整備に向けた実践研究（21→22自治体）

- ① 訪問型支援やICT等を活用した支援のための支援員等の配置
- ② ICT機材の整備
- ③ 教育支援センター等の施設の設置に向けたコーディネーターの配置
- ④ 不登校児童生徒支援協議会の設置及び不登校児童生徒への「支援プラン」の作成・活用
- ⑤ 民間団体との連携による支援の実施
(保護者学習会、民間団体に通う子供に対する訪問型支援等の実施等)
- ⑥ 民間団体との連携による施設の設置に向けたコーディネーターの配置
- ⑦ 学習活動への経済的支援



調査研究成果の
分析・検証・周知、
施策への反映

不登校児童生徒へのきめ細かな
支援体制の整備等の
推進

2. 民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究（2→2団体）

29年度に実施した調査研究の成果等を踏まえ、

- ① 民間団体の相互評価の実施
- ② 中間支援組織の設置・充実



- ※ 1 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。
- ※ 2 不登校児童生徒等に対する指導を行うために学校以外の場所や学校の余裕教室等において、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別のカウンセリング、集団での指導、教科指導等を計画的に行う組織として教育委員会等が設置したもの。

(37) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

【施策番号193】

ア 厚生労働省においては、医療機関等が犯罪被害者等の支援を行っている関係機関・団体等と連携・協力できるよう、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を必要に応じて実施するなど、適切に対応している。

【施策番号194】

イ 保健所や精神保健福祉センターにおいては、医療機関等の関係機関と連携しつつ、犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を実施している。

精神保健福祉センターにおいては、専門

知識を有する者による面接相談や電話相談（「こころの電話」）の窓口を設置し、地域住民が気軽に相談できる体制を整備している。また、必要に応じ医師による診察を行い、医療機関への紹介や医学的指導等を行っている。

(38) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

【施策番号195】

警察庁においては、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者支援施策が確実に実施されるよう、各種会議等を通じて都道府県警察に対し指導するとともに、好事例を紹介す

ることにより同様の取組を勧奨している。また、毎年、被害者支援担当者体験記を発行し、

各都道府県警察に配布している（P80コラム「警察職員による被害者支援手記」参照）。

コラム 4

警察職員による被害者支援手記

警察においては、毎年、犯罪被害者支援に関する警察職員の意識の向上と国民の理解促進を図ることを目的に、犯罪被害者支援活動に当たる警察職員の体験記を広く募集し、優秀な作品を称揚するとともに、優秀作品を編集した「警察職員による被害者支援手記」を刊行し、これを広く公開している（警察庁ウェブサイト「警察職員による犯罪被害者支援手記」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/syuki/index.html>参照）。

平成30年度優秀作品の中の一つを紹介する。

『一期一会』～似顔絵捜査員として～

警察本部勤務 副主査

「おねえちゃん、またね！」

女兒が満面の笑みで小さな手を大きく振っている。何度も何度も振り返る彼女に「またねはないよ…。」と心の中で思いながら、

「今日はありがとう、元気でね！」

と私も負けないくらいの笑顔で手を振り返す。

「もう会えないなら、せめて最後に抱きしめてください。」

目に涙を浮かべながら、体を寄せてきた女性もいた。

握った手をなかなか離そうとしない女性もいた。

時間が許すのなら、もっともっとそばにいて、彼女たちの笑顔の裏にある「助けて。」の心の声に耳を傾けてあげたい。『性犯罪』という誰にも言えない孤独と闘い、藁をもすがる気持ちで訪れた『最後の砦』が警察だったのだろう。

「どうか心から笑える日が来ますように。」と祈り、帰宅していく姿を見送っている。

私は現在、似顔絵捜査員として勤務している。任務は事件発生後、要請のあった警察署に向かい、犯人の似顔絵を作成すること。被害者の記憶が鮮明なうちに、犯人逮捕の手がかりとなる特徴を聞き出し、絵に残す。彼女たちの記憶が頼り、それも、心に深い傷を負わせた思い出したくもない犯人の記憶である。

今まで男性警察官のみで構成されてきた係に、初の女性、初の行政職員として着任した。当然、第一線での捜査経験もないし、被害者支援要員に指定されたこともない。

私が被害者と接することができるのは、似顔絵を作成しているほんの1～2時間程度。似顔絵が完成すれば、被害者とはお別れである。

自分自身の限られた任務にもどかしさを感じながらも、強い信念だけは持ち続けている。それは、被害者の『心』に親身に寄り添い、生きる『ささえ』となれる似顔絵捜査員でありたいということ。

「ママには内緒だけだね、この間、野良猫を家に入れちゃった。」

「じゃあ私たち二人だけの秘密だね？」

「うん、秘密だよ！」

あどけない顔でにっこり笑う、彼女はまだ小学生だ。数分前、お母さんに手を引かれ、不安そうに警察署にやってきた。

「お母さんがいなくても大丈夫だよね？」

できれば彼女と二人きりになりたい私の気持ちを察してか、お母様は席を外してくださった。泣きそうだった彼女が笑顔で打ち明けてくれた内緒話に、ほっと胸をなでおろしたことを覚えている。

事件は、路上で遊んでいたところ、知らない男に抱きつかれ、「こういう遊び知ってる？」とわいせつな行為をされたというもの。

「バッグを斜めにかけていて、ここにこういうのが付いてるの。」

「パーカーから出ている紐は、左側が長く出ている、右側はバッグの下に挟まっているの。」

「唇はカサカサだったよ、目はねえ…。」

次から次へと懸命に伝えてくれる犯人の情報に、私も真剣に耳を傾け、犯人につながるのなら一つも漏らさず絵に残そうと必死にメモを取った。彼女の協力のおかげで、犯人の顔や全身像、所持品等、4枚の絵を完成させることができ、後に、まさに彼女の記憶どおり、似顔絵どおりの男が検挙された。

子供の記憶力、観察力には毎回驚かされると同時に、こんなに幼いうちから被害の記憶が刻まれ、大人になるにつれて、された行為の内容を理解していくのかと思うと、胸がしめつけられる思いがする。

似顔絵捜査員の私が一緒に過ごせる時間はほんの僅かだけれど、絵を描くのが好きな子とは一緒にお絵描きをし、歌うのが好きな子とは一緒にお歌も歌う。警察は怖い場所でも叱られる場所でもなく、助けてくれる温かい場所なんだと記憶してくれることを願って…。

『寄り添う』

よく耳にする素敵な言葉だ。でも、我々警察は、本当の意味で、寄り添うことができているだろうか。私がそう感じる出来事があった。

似顔絵の要請を受け、向かった署にいたのは幼い女の子、すでに時刻は夜8時を過ぎており、眠たそうにぐったりしていた。

「こんばんは、お腹空いたでしょう。」

と声を掛けると、彼女は

「うん…。」

とうつぶさした後、

「でもあそこに、食べ物×って絵が貼ってあるよ。」

と室内に貼ってある禁止事項の貼り紙を指差しながら教えてくれるのだった。貼り紙を見てずっと我慢をしていたのかと思うと、いたたまれない気持ちになり、「特別に許してもらってから待っててね。」と伝え、担当の刑事に声を掛けた。隣にいたお母様の安堵の表情が今でも忘れられない。

事件直後、早期に似顔絵を作成することは、今後の捜査に非常に有効ではあるが、それは警察側の都合や発想である。何よりも、今、目の前にいるのは、計り知れない心の傷を負っている被害者であり、年齢、体調、置かれた状況もみな違うということを忘れてはならない。時間に追われる第一線の捜査では、目の前の処理や犯人を捕まえることを優先し、被害者の心情に目を向ける余裕がつい欠落してしまうこともあるのだろう。

私は警察官のように事件捜査そのものは担当できないけれど、女性ならではの視点、国民により近い目線で寄り添うことはできる。私にしかできない私らしい支援、気が付いた人が気が付いた支援をする、それも被害者支援と言えるのではないだろうか。

私が被害者に、最初に掛けている言葉がある。

「よく来てくれましたね。とても勇気のいることだったと思いますよ。似顔絵は描けそうであれば描きますね。思い出すのがつらかったら、無理しなくていいですよ。」

警察職員として、ではなく、一人の人間として、共に生きる女性として、相手が子供であろうと伝えている私の思いである。

捜査に協力してくださることに心から感謝をし、署の捜査員と連携し、与えられた任務の中で、これからも精一杯の支援をさせていただきたいと思う。

被害者からいただいた大切な手紙がある。

『この度は、警察の方々のお陰で、犯人を逮捕していただきました。本当にありがとうございます。事件後、男性と会うことに、不安や警戒心がありましたが、お会いできたのが女性の方でホッとしました。

犯人の特徴を上手く表現できない私に対し、焦らすことなく丁寧に対応していただき、出来上がった似顔絵は犯人にとっても似ていて驚きました。

「被害を訴えることさえできない人が多くいると思います。本当は事件のことなんて思い出したくないだろうけど、こうして勇気を出して来てくれたのだから、そんな犯人は捕まえましょう。」と言ってくれましたね。

私のようなちっぽけな被害で、警察の方にお世話になっていいのかと思っていましたが、そんな言葉をかけていただき、警察の方に頼っていいんだと思えました。私が被害を訴えることで、これ以上被害者が増えなければいいと思えるようになりました。

逮捕までの長い捜査の中で、お会いしたのは一度きりでしたが、私の中では存在がとても大きく、感謝の気持ちでいっぱいです。』

手紙の中での懐かしい再会に、嬉しくて涙が止まらなかった。捜査経験もなく、突然刑事の世界に飛び込んだ私を支えてくれていたのは、実は被害者である彼女たちなのではないだろうか。彼女たちの言葉に、私自身が励まされてきたように感じている。

性犯罪は犯人が捕まれば終わるわけではない。忘れることもできないだろう。でも自分の胸に押し込めて生きていくより、向き合う勇気を持って闘ったことに、私は同じ女性としてエールを送りたい。

「勇気を出して警察に来てくれて、本当にありがとう。」

(39) 「被害者の手引」の内容の充実等

【施策番号196】

ア 都道府県警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度、犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」を、被害者連絡の対象者に配布するとともに、刑事手続や犯罪被害者等のための制度について情報提供する場合にも広く活用している。

また、警察庁においては、犯罪被害者等のための制度に関する情報を警察庁ウェブサイト「警察による犯罪被害者支援ホームページ」(<http://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>)に掲載し、紹介している。

【施策番号197】

イ P48 【施策番号129】参照

(40) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

【施策番号198】

警察においては、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害救援基金 (<http://kyuenkikin.or.jp/>) について情報提供を行っている。同基金では、昭和56年5月の設立以来、平成31年3月末までに2,054人の犯罪被害遺児を奨学生として採用し、約26億104万円の奨学金を給与している。また、同基金においては、20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施しており、20年度から30年度にかけて、海外での殺傷事件の被害者等6人と、現に著しく困窮し

ている被害者等4人に総額2,250万円を支給している（損害賠償請求制度に関する情報提供の充実については、P3【施策番号3】参照）。

○ 海上保安庁においては、ウェブサイト（<https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihigai/shien.html>）で犯罪被害者等支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供等が行われている。

(41) 刑事の手續等に関する情報提供の充実
【施策番号199】

ア P48【施策番号128】参照

【施策番号200】

イ P49【施策番号130】参照

(42) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号201】

都道府県警察においては、性犯罪被害者か

ら被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、平成29年8月に、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（#8103（ハートさん））を導入した（P83トピックス「性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号」参照）。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得てその被害者の連絡先や相談概要等を犯罪被害者等早期援助団体^{*}に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように努めている。



トピックス 性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号

第3次基本計画において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境整備等が掲げられた。

これを踏まえ、警察庁では、平成29年8月から、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（以下「全国共通電話番号」という。）を導入している。

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたことから、一般的に認知度が高くなく、また、相談者が電話をかける際、個別の番号を調べなければならず、利便性が高いとはいえないなどの問題があった。

そこで、シンプルな全国共通電話番号を導入することにより、相談窓口の認知度の向上を図ると

^{*} 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人。

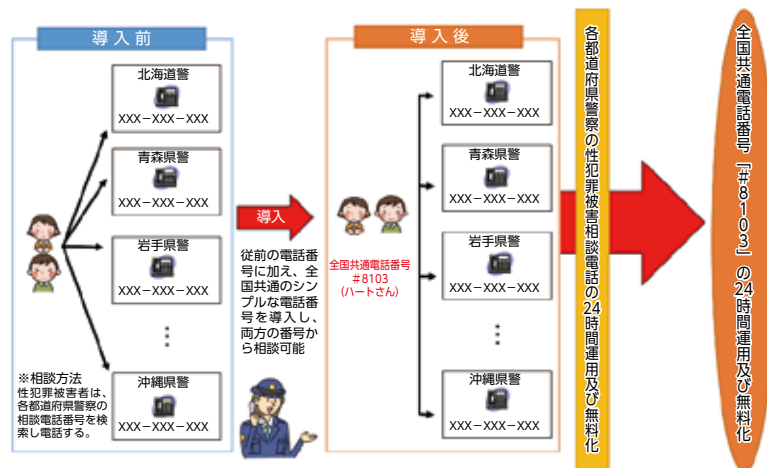
ともに、相談者が相談窓口アクセスしやすくなるなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境を整えることとしたものである※。

全国共通電話番号は、性犯罪被害に理解の深い方々からの意見も踏まえ、「#8103」を採用し、同番号に電話をかけると、発信地を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながるようになっている。

また、警察においては、性犯罪被害者がより相談しやすい環境を構築するため、全国共通電話番号に係る取組として、全国共通電話番号の24時間運用の全国展開を推進したところ、令和元年度から実現した。現在はフリーダイヤルの導入による無料化を推進している。

全国共通電話番号は、警察が性犯罪被害者の心（ハート）に寄り添うことをイメージし、また、親しみやすいものとするため、「ハー（8）・ト（10）・さん（3）」と呼んでおり、ポスター等による広報を行っている。

※ なお、各都道府県警察の個別の性犯罪被害相談電話番号についても引き続き利用が可能である。



(43) 法テラスによる支援

【施策番号202】

ア P 3 【施策番号2】 参照

【施策番号203】

イ 法テラスの犯罪被害者支援業務においては、警察庁や日本弁護士連合会等の関係機関・団体と十分な連携を図っていくことが求められている。このため、これらの関係機関・団体に法テラスについて周知するとともに、各都道府県警察等が事務局となって主催している被害者支援連絡協議会やその分科会に参加したり、犯罪被害者週間における啓発・広報活動等を協力して行ったりするなど、犯罪被害者支援に関係する機

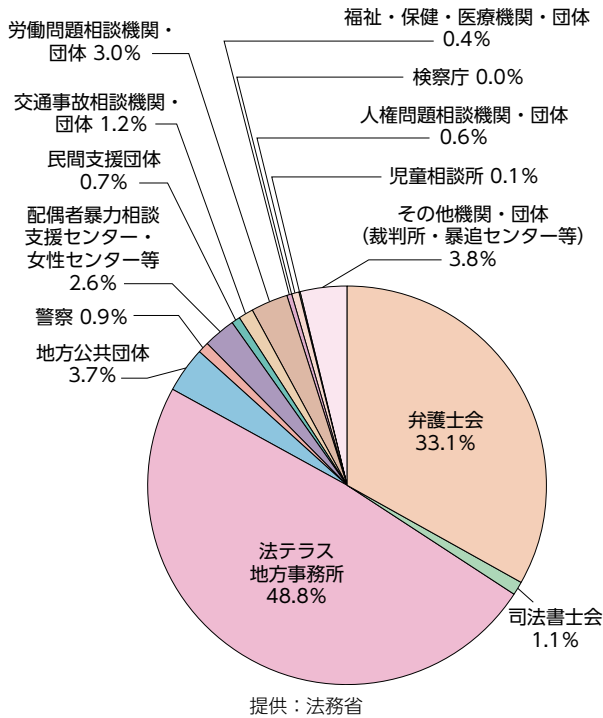
関・団体との連携・協力関係の強化を図っている。

また、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、犯罪被害者等が必要とする支援にたどり着けるよう、犯罪被害者等の状況に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たせるように努めている。

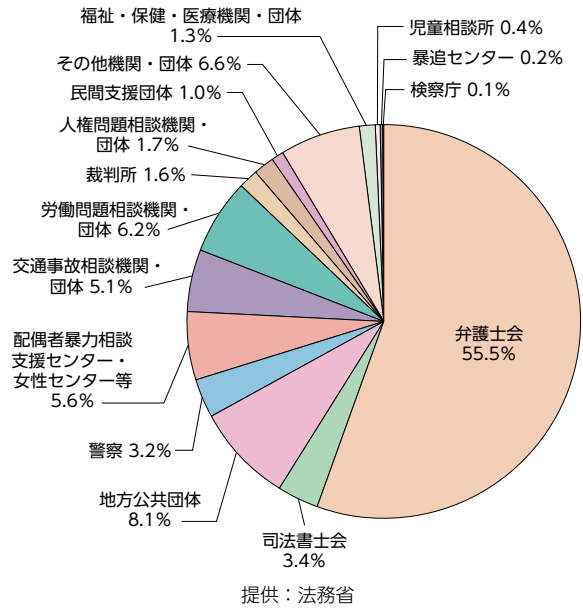
法テラスが運用している犯罪被害者支援ダイヤルにおける平成30年度中の問合せ件数は1万5,145件であった。主な問合せ内容は、生命・身体犯被害、配偶者からの暴力等、性被害、ストーカー被害等であった。

同年度中の全国の地方事務所における電

犯罪被害者支援ダイヤルで対応した
問合せに対する紹介先（平成30年度）



地方事務所で対応した問合せに対する
紹介先（平成30年度）



法テラスによる支援

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
犯罪被害者支援ダイヤル 問合せ件数	10,482	9,780	11,048	11,321	13,137	13,056	12,014	13,461	15,145
地方事務所 対応件数	14,089	13,096	15,582	14,081	12,695	13,380	13,825	12,717	14,035

提供：法務省

話及び担当者との面談による犯罪被害者支援に関する対応件数は1万4,035件であった。

【施策番号204】

ウ 法テラスにおいては、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供等を通じた支援を行っている。

【施策番号205】

エ P48【施策番号127】参照

(44) 自助グループの紹介等

【施策番号206】

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえつつ、相談や支援等の機会を通じて、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介して、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

(45) 犯罪被害者等施策のウェブサイトの充実
【施策番号207】

警察庁においては、犯罪被害者等施策に関する各種情報（関係法令、相談機関、地方公共団体における総合的対応窓口等）や犯罪被害者白書概要版の英文をウェブサイト（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>）に掲載しており、その内容の充実を図っている。

また、SNS（警察庁フェイスブック「犯罪被害者等施策」：<https://www.facebook.com/mpa.hanzaihigai/>）を活用し、各地におけるイベントの紹介等、犯罪被害者等施策に関する情報の発信を行っている。

犯罪被害者等施策のウェブサイト



(46) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

【施策番号208】

在外公館においては、現地警察への犯罪被害の届出に関する助言や弁護士・通訳者のリスト、医療機関に関する情報提供のほか、本人が連絡できない場合の家族との連絡の支援や緊急移送に関する助言、遺体の身元確認に関する支援等を行っている。

外務省においては、海外での邦人の犯罪被害を未然に防止し、被害に遭った場合の対処法について広く周知を図るため、広報冊子「～海外旅行のトラブル回避マニュアル～海外安全虎の巻」を毎年改訂の上、全国の都道府県旅券事務所や旅行会社、団体等に配布するとともに、「海外安全ホームページ」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki>。

海外における安全のための広報冊子



提供：外務省

pdf) 及び海外安全アプリにも掲載するなど、海外における邦人の犯罪被害に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、国民が事前にこれらの情報を得る機会が増加するよう取り組んでいる。

平成29年に、在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が取り扱った海外における犯罪被害に係る援護件数は4,531件(4,710人)であり、このうち最も多いものは「窃盗被害」(3,676件、3,813人)となっており、これに「詐欺被害」(320件、332人)、「強盗被害」(270件、287人)が続いている。

平成29年に在外公館が取り扱った邦人の犯罪被害援護件数

件名	件数	人数
殺 人	9	12
傷 害・ 暴 行	82	91
強姦・ 強制猥褻	24	22
脅 迫・ 恐 喝	48	52
強 盗・ 強 奪	270	287
窃 盗	3,676	3,813
詐 欺	320	332
誘 拐	0	0
テ ロ	0	0
そ の 他	102	101
計	4,531	4,710

(注) 在外公館が援護を実施した事案のみであり、発生した全ての事案ではない。

提供：外務省

警察庁においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集を行っている。

都道府県警察においては、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対して、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の裁定申請に係る教示や国内での支援に関する各種情報の提供、帰国時の空港等における出迎え等の支援活動に努めている。

(47) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号209】

警察庁においては、平成29年度犯罪被害者週間の徳島大会におけるテーマに性暴力被害者支援を取り上げ、被害が潜在化しやすい性暴力被害者が置かれている状況や支援の必要性等について、広く国民に周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めた（犯罪被害者週間については、P106トピックス「犯罪被害者週間」を、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大については、P83【施策番号201】及びP83トピックス「性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号」を、その他相談体制の充実等に関する取組については、P69【施策番号168】を、それぞれ参照）。

法務省の人権擁護機関においては、法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権侵害を受けた子供が安心して相談できる環境を整備して、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。

また、30年8月29日から9月4日にかけて、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間とし、相談時間を延長するなどして子供の人権問題に関する相談体制の充実を努めた。

さらに、教師や保護者等身近な者に相談できない子供の悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関と共に連携を図りながら様々な人権問題に対応できるよう、同年5月下旬から7月上旬（一部地域においては10月中旬及び11月中旬）にかけて、全国の小・中学校の児童生徒全員に、「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、法務省のウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口」を開設し、インターネットを通じてパソコン、携帯電話及びスマートフォンからの相

談をいつでも受け付ける体制を整備するなど、相談体制の強化を図っている。

法務局・地方法務局やその支局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等の特設相談所において、犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等である女性からの人権相談については、「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を30年度は11月12日から同月18日にかけて実施し、相談体制の充実を努めている。さらに、外国人からの人権相談について、全国50か所全ての法務局・地方法務局に「外国人のための人権相談所」（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6か国語に対応）を設置するとともに、「外国語人権相談ダイヤル」（前記6か国語に対応）及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」（英語・中国語に対応）を開設し、犯罪被害者等が外国人である場合にも対応できる体制をとっている。

なお、30年中における犯罪被害者等からの相談件数は137件であった。

また、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

法テラスにおいては、犯罪被害者支援ダイヤルにより、匿名での相談にも対応できる体制を整備しているほか、弁護士会等との連携の下、各都道府県において、犯罪被害者支援の経験や理解のある複数の女性の弁護士を確保している。31年3月末現在、女性の弁護士数は848人である。

（文部科学省における取組は、P22【施策番号55】参照）

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討

【施策番号210】

内閣府大臣官房政府広報室においては、警察庁と連携し、犯罪被害者等施策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、平成29年1月、「犯罪被害者等施策に関する世論調査」を実施した（内閣府ウェブサイト「世論調査」：<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-h28.html>）。

また、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握し、今後の犯罪被害者等基本計画の策

定に向けた検討に資するため、30年1月、「犯罪被害類型別調査」を実施した。

(2) 暴力の被害実態等の調査の実施

【施策番号211】

内閣府においては、3年に一度を目途に、配偶者からの暴力の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っている。（直近は平成29年度。これまで行った調査結果等は、内閣府ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html）を参照）。



平成29年度 若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査

1. 調査の概要

近年、アダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により若年層が性犯罪・性暴力（以下「性暴力」という。）被害に遭う問題等が発生しており、若年層に対する性暴力に係る問題は深刻な状況にある。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した性暴力は一層多様化しており、そうした新たな形態の暴力に対して迅速かつ的確な対応が求められるところである。

そこで内閣府では、若年層における性暴力の被害状況を把握し、効果的な支援の在り方を検討するため、若年層における性暴力に関する相談・支援を行っている民間団体を対象に事例調査及びヒアリング調査を実施した。（詳細については、内閣府男女共同参画局ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/jakunen_chousa_report.pdf）参照）。

2. 被害の実態

本調査における事例のうち、被虐待の被害「あり」は全体の6割に上り、そのうちの約半数が「性的虐待」を含む虐待の被害に遭っていることが明らかになった。また、家出経験「あり」が全体の2割を超えており、ヒアリング調査では、虐待により家に戻ることができない状況で、「部屋を使ってよい」「寮付の仕事がある」と言われて行ってみると、性風俗の仕事に従事させられたといったケースも指摘されている。

これまで、女性に対する暴力の実態把握に関する調査については、暴力の類型別に実施されることが多かったが、今回、若年層という一定の年齢層に注目して調査したところ、同じ者から長期間断続的に性暴力を受けたり、年齢の上昇とともに広がる行動範囲やインターネットの利用により、学校や職場における顔見知りの者や、インターネット上でやりとりしただけの見知らぬ者等、様々

な者から性的な対象とみなされ被害を受けるといった、若年層における性暴力被害の実態が浮き彫りになった。

3. 支援につながることの難しさ

一方で、これらの若年層の性暴力被害者が適切な支援につながっているとは言い難い。本調査の対象となった支援団体に相談する前の相談歴を見ると、相談歴「あり」と確認された事例が138件、そのうち、最も多かった相談先は「警察」であるものの、その事例はわずか37件にとどまっている（図20-2、なお、図中のnは空欄又は「不明」の回答を除いた、分類別の該当事例数である。以下同様）。

また、被害時から相談に至るまでの期間に関しては、「1年以上」の事例が最も多く、被害からより早い段階で支援につながる事ができていないことも推察される（図23-1）。特に被害時の年齢が低年齢であるほど相談までに年数を要していた。

一般に、性暴力被害は、警察に被害届を出すことはおろか、相談することすらためらわれることも多い。ヒアリングでは、それら一般の傾向に加え、若年層であれば、「親に心配させたくない」といった不安から、親や学校に知られることを恐れて相談できないことが指摘された。また、幼児期から性的虐待や性暴力を繰り返し受けている被害者は、「抵抗しても無駄」「逃げることもできない」という無力感に陥ったり、特に、加害者が実父で、「愛しているから」という言葉を常に

図20-2 相談先と相談内容（複数回答可：n=136）

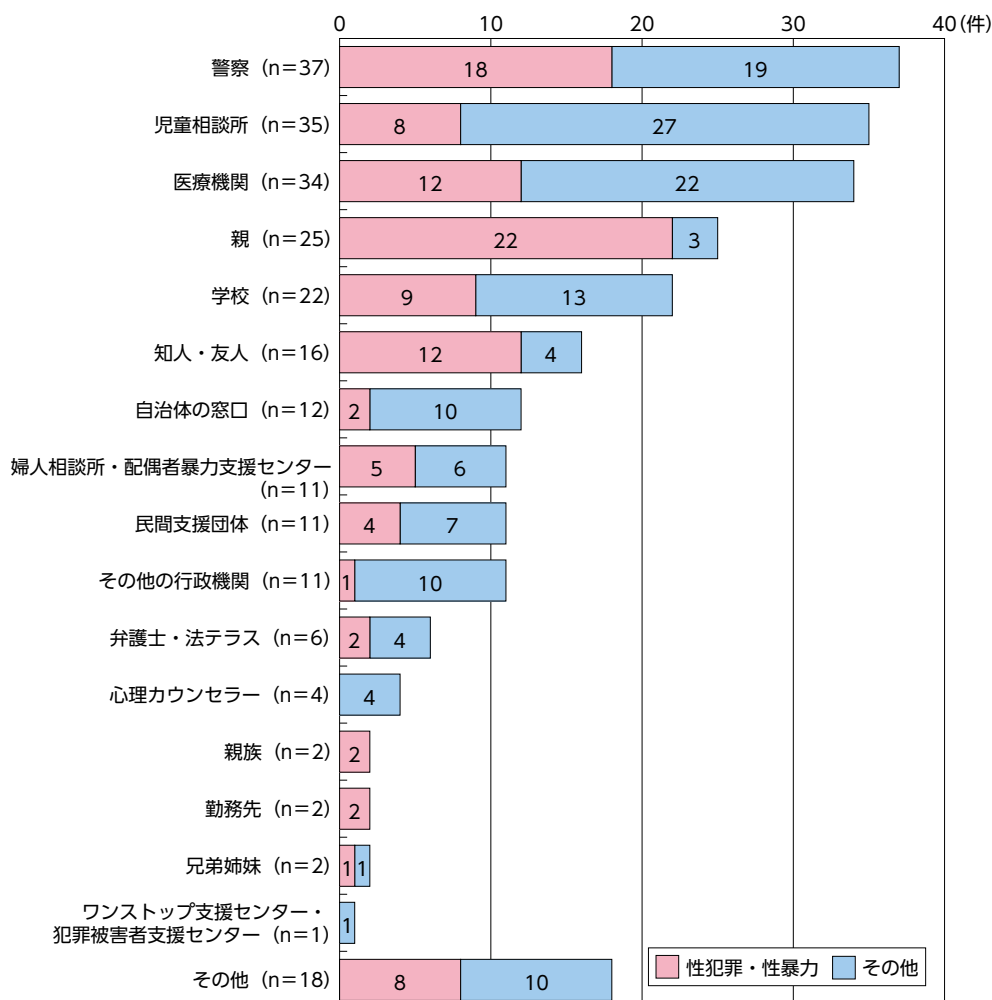
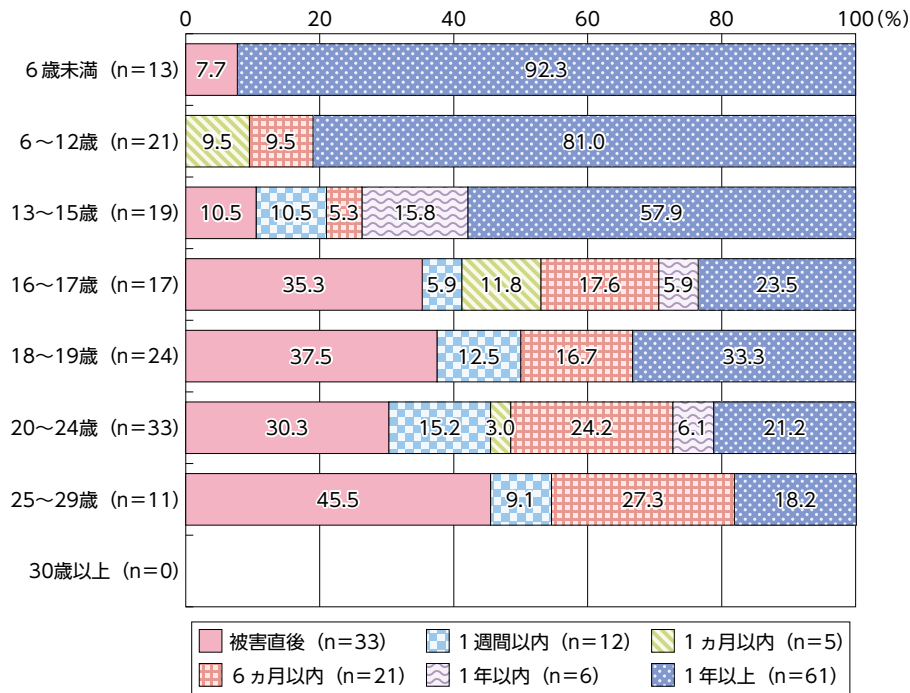


図23-1 被害時の年齢と相談までの期間 (n=138)



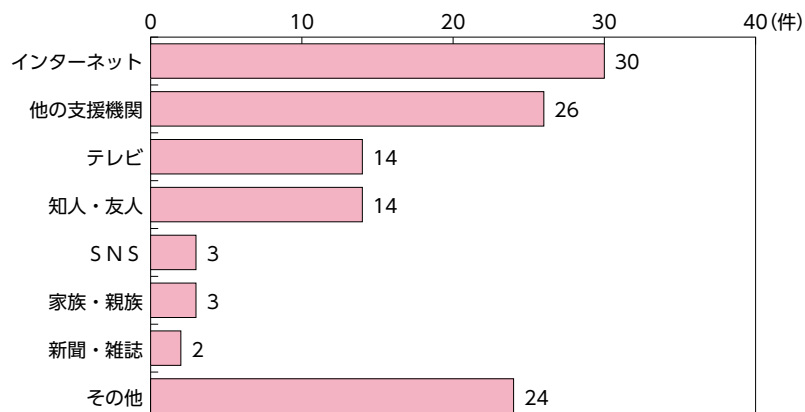
かけられ性行為等を強要されている場合、その行為を拒否できるものだと認識することができずに長期にわたり被害を受け続けたりすることも起こり得る。たとえ被害から逃げたいと思っても、「相談したことで、家族がバラバラになるのでは」という不安から相談できない場合もあることが指摘された。

4. 相談・支援体制における今後の課題

したがって、「性暴力とは何か」といった啓発を含め、適切な相談窓口の広報や相談の流れ、相談後の支援方法等、若年層の不安を取り除くような積極的な情報の発信が引き続き重要となる。その際、情報発信の媒体として、若年層にとって身近なコミュニケーションツールであるSNS等の活用も検討する必要があるだろう。実際、支援団体を知ったきっかけは「インターネット」が最も多くなっている (図19)。

また、今後は、若年層の性暴力被害者が早期に適切な相談機関につながるができるよう、メールやSNSを活用した相談対応の在り方についても検討が進められることが望ましいと考えられる。

図19 支援団体を知ったきっかけ (n=116)



(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

【施策番号212】

法務省においては、例年、犯罪白書の中で、犯罪による被害の統計や、刑事手続における被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果を公表している（法務省ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html）。

また、平成30年度に実施した第5回犯罪被害実態（暗数）調査につき、令和元年度においてその結果の分析・公表等を予定している。

(4) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究

【施策番号213】

厚生労働省においては、平成17年度から厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3か年計画で行い、19年度には、精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめ、20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」（<http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryotebikizenbun.pdf>）を精神保健福祉センターに配布した。また、同年度から厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を3か年計画で行い、それを踏まえて、23年度からは新たに「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を3か年計画で実施しており、24年度には、「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（25年2月15日初版）」（http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_guideline.pdf）を作成した。さらに、25年度には、産婦人科の医療現場、犯罪被害者等早期援助団体、性暴力被害者支援センター等で活用できるよう、性暴力被害者に対して心理教育や支援情報を提供するパンフレット「一人じゃないよ」を作成した。

これらのガイドラインやパンフレットは、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」（<http://victims-mental.umin.jp/>）に掲載されている。

(5) 児童虐待防止対策に関する調査研究

【施策番号214】

厚生労働省においては、児童虐待防止に関する必要な調査研究を実施しており、平成30年度は、「市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究」等を実施した。

(6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

【施策番号215】

P 38 【施策番号98】 参照

(7) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得

【施策番号216】

警察においては、都道府県警察の少年サポートセンター等に勤務する被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員等に対し、大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセリングの技法に関する講習（カウンセリング技術専科等）を実施している。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

【施策番号217】

ア P 39 【施策番号103】 参照

【施策番号218】

イ P 39 【施策番号101、102】 参照

(9) 学校における相談対応能力の向上等

【施策番号219】

P 22 【施策番号55】 参照

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

【施策番号220】

厚生労働省においては、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）において行われる、児童相談所、児童福祉施設、市町村、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修に対する支援を行うとともに、児童福祉法等改正法により改正された児童福祉法に基づき、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職や児童相談所の児童福祉司について研修を義務化するなど、これらの職員の資質の向上を図っている。

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号221】

P 68 【施策番号164】 参照

(12) 民間の団体の研修に対する支援

【施策番号222】

警察、法務省、厚生労働省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の

借上げ等の支援を行っている（P 92、P 93 【施策番号224、225】 参照）。

また、文部科学省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から、当該団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等を依頼された際には、協力を行うこととしている。

(13) 法テラスが蓄積した情報やノウハウの提供

【施策番号223】

法テラスにおいては、ウェブサイト（<https://www.houterasu.or.jp/>）において、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体等の情報を提供するとともに、法制度情報を検索できるページを設けて情報提供に努めている。

また、犯罪被害者等から関係機関・団体の窓口へ、当該関係機関・団体で実施している支援以外の問合せが寄せられた場合には、当該窓口から「法テラス・サポートダイヤル」（以下「コールセンター」という。）や全国の地方事務所を紹介してもらい、コールセンター等において、犯罪被害者等の問合せの内容に応じて適切な支援窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行っている。

さらに、弁護士会等との連携・協力の下、国選被害者参加弁護士制度等の説明会及び意見交換会並びに犯罪被害者支援の経験を積んだ弁護士を講師とする事例検討会等を実施している。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体への支援の充実

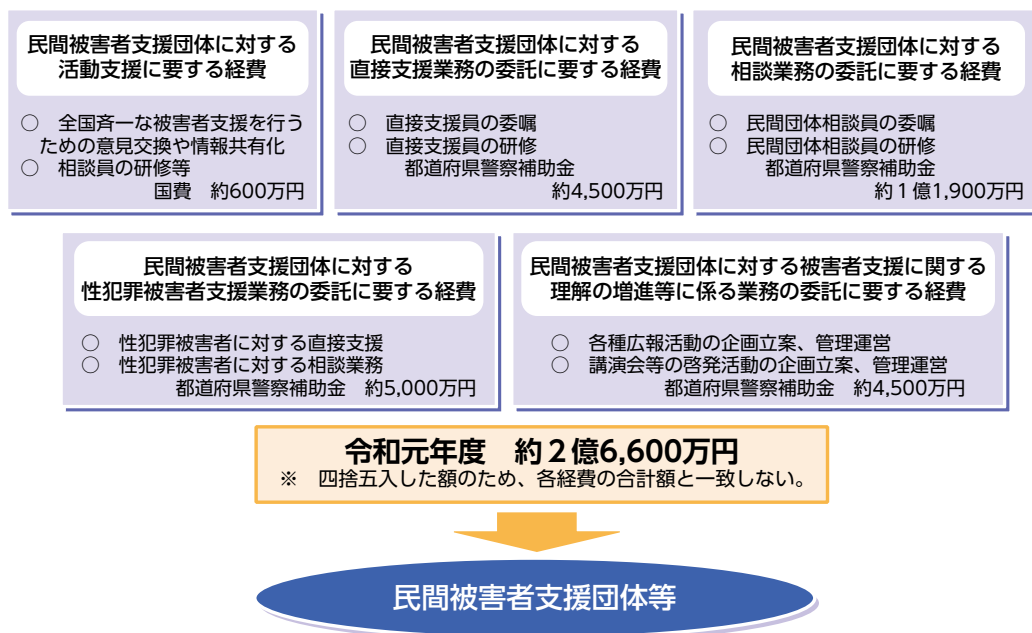
【施策番号224】

ア 警察においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援に努めているほか、活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及

び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助に努めている。

厚生労働省においては、児童虐待防止及び配偶者からの暴力被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体

国による民間被害者支援団体に対する財政援助



が実施している啓発活動等に対する支援を行っている。

また、児童福祉法等改正法により改正された児童虐待防止法に基づき、児童虐待の再発防止のため、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングや定期的な子供の安全確認等についてNPO法人等に委託できるようにするなど、児童虐待対応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携した取組を推進している。

【施策番号225】

イ 法務省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている。

文部科学省においては、犯罪被害者等である児童、生徒及び学生への民間の団体による支援について、広報や講師の手配・派遣、会場の借上げ等の協力等の要請がなされた際に支援を行った場合は、支援事例を広報することで、民間の団体への支援の充実を図ることとしている。

(2) 預保納付金の活用

【施策番号226】

P10【施策番号18】参照

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

【施策番号227】

警察庁においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものによっては、その効果の波及性なども踏まえつつ、後援している。平成30年度は、特定非営利活動法人いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」及び犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が主催する「犯罪被害者週間全国大会2018」の開催に際して後援した。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」について、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信しており、関係府省庁や民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供を行っている。

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等

【施策番号228】

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムの開催・後援や警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/soudan/dantai/dantai.html>)、警察庁フェイスブック「犯罪被害者等施策」(<https://www.facebook.com/npa.hanzaihigai/>)等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援についての広報啓発活動を行っている。

また、内閣府大臣官房政府広報室と連携し、政府広報オンラインに「決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには？」と題する記事(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/3.html>)を掲載したほか、政府インターネットテレビに「他人ごとではありません。犯罪被害に遭うということ。」と題する番組(<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16427.html>)を公開し、その中で、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等を紹介し、犯罪被害者等に対する国民の理解促進を図っている。

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

【施策番号229】

内閣府においては、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に取り組んでいる。平成28年6月に特定非営利活動促進法が改正され、NPO法人の迅速な設立に資するため、認証申請書類の縦覧期間

の短縮等が行われ、29年4月（一部については30年10月）から施行された。また、「内閣府NPOホームページ」(<https://www.npo-homepage.go.jp/>)等で、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人の情報を含めた市民活動に関する情報の提供を行っている。

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号230】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体（P190基礎資料6参照）の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行うとともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体には、犯罪被害者等の同意を得た上で当該犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供するなど、緊密な連携を図っている。

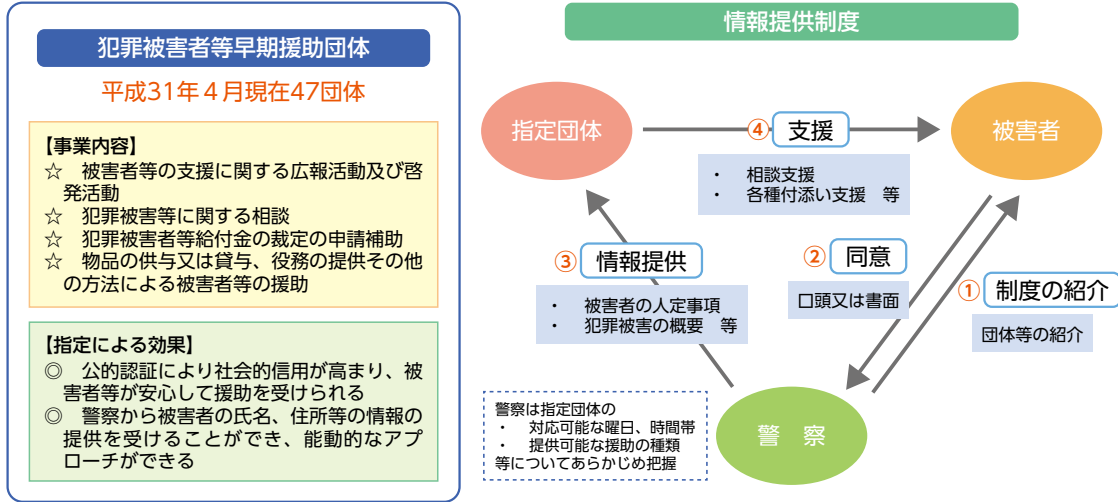
(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

【施策番号231】

民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体として、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体を指定（平成31年4月現在、47団体）しており、警察においては、犯罪被害者等に対して適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務等についての情報提供や必要な助言を行うなど適切な指導を行っている。

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人（例：各都道府県被害者支援センター）を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定

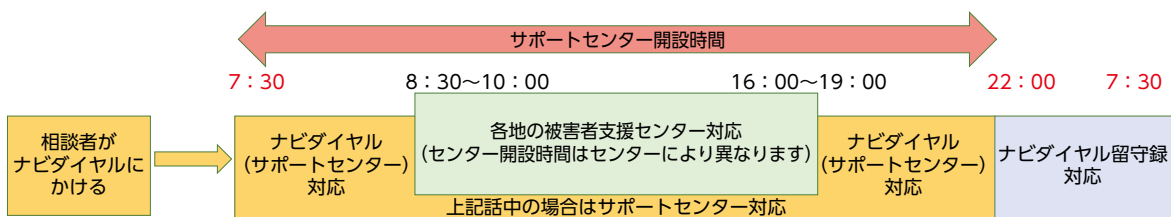


犯罪被害者等電話サポートセンターの開設による相談活動

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、各都道府県にある被害者支援センターによって構成されており、各被害者支援センターでは、犯罪被害者や、その御家族、遺族の方々の声に応えるため犯罪被害相談員等による電話や面接による相談、裁判や病院への付添い等を行っている。

この電話相談は、被害者等が不安や悩みを電話一本で相談できる支援の根幹をなすものであるが、ほとんどの被害者支援センターの電話相談の対応時間帯は、平日午前10時から午後4時までであり、午後4時以降や土・日曜日、祝祭日は対応することができていなかった。

全国被害者支援ネットワークは、「全国どこにいても、いつでも、求める支援が受けられ、被害者の声に応えることができる活動」を目指しており、これを実現するため、平成30年4月に「犯罪被害者等電話サポートセンター」を開設し、全国の被害者支援センターが活動困難な時間帯を後方から支援することとした。電話相談は、ナビダイヤル0570-783-554（ナヤミはココヨ）を使い、午前7時30分から午後10時まで相談に応じている。このサポートセンターの存在やナビダイヤルを広く国民に知ってもらうため、同年7月から公益社団法人ACジャパンの協力を得て、支援キャンペーン（同月から1年間）「話すことはつらい思いを放つこと」のメッセージをテレビ・ラジオCM、新聞・雑誌広告を通じて広報し、電話相談を通じて一人でも多くの犯罪被害者等が求める支援が受けられよう活動している。





コラム
5

支援に携わり感じた数々の思い

公益社団法人いわて被害者支援センター
犯罪被害相談員 柴内 綾

平成25年から支援員として活動しています。

これまでに何人の方と話し、その方々に対してどのくらいのことができていたのだろうか、もっと経験を積んでいたら、知識を持っていたら、してあげられたこと、伝えられたことがあったのではないだろうかと思うことも多々あります。

支援員として、さまざまな知識や気配りなど身につけておくべきことはたくさんあります。自分が支援員にふさわしいかと考えさせられることもありました。

被害者一人一人、状況や環境、思いも異なりますので、10人いれば10通りの支援があり、一つ一つの支援から一緒に考え、悩み、そして数多くのことを学びました。

支援員には次の方の支援があっても、被害者の方には次ということはありませので決して失敗があってはいけない、支援員が更なる傷を与えてはいけないと常に緊張しています。

『大丈夫ですか』と気遣うために使った言葉、それは、その方が周りの人から頻繁に掛けられている言葉で、訊かれると『大丈夫』と答えてしまう、そんな負担になる言葉であったとは思いませんでした。言葉かけの難しさを痛感しました。

大切な人を亡くされた方にお会いすると自分の家族と重ねてしまうことがよくあります。

二度と会えなくなるなんて思いもしていなかった…

ある日突然その人だけがなくなるなんて、まだしたいこともたくさんあっただろう

あれもしてあげたかった、これもしてあげたかった

そんな方にどんな言葉をかけたらよいのだろう。
かける言葉より、思いを聴くことが今大切なこと、私にできることでした。

センターがあることを早く知っていたらよかった、そう言われることもよくあります。
今はインターネットで調べることもできますが、まだまだ被害者支援センターがどのような支援をしてくれるところなのかを知らないどころか、存在すら知らずに一人で悩まれている方がたくさんいることに気がきました。

もう少し早くセンターがその方に関わることができていたら、不安が大きくなり、もっと早く荷を軽くしてさしあげられていただろうと思います。

不安を抱きながら相談してきた方の思い、初めて会う人に恥ずかしい、辛い話をしなければいけないということがどれほどの思いか、そしてやっとの思いで話し終えたその気力はどれほどのものであろうかと推察します。

そのような思いでセンターを頼りに来てくださった方を置きざりにせず、できる限りの途切れない支援を目指しています。

支援員として年数を重ねても、気持ちは変わることなく、これからも皆様と一緒に1人でも多くの方々のお手伝いができると思っています。

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
「ネットワークニュース」より



大学生による犯罪被害者支援ボランティアの活動 ～岡山県犯罪被害者支援大学生ボランティア連絡会「あした彩」

近年、日本では災害発生時等のボランティア活動による支援の輪が広がっている中、岡山県では、県内の大学生が結集し、犯罪被害者やその御家族のためのボランティア活動を行っている。

1 あした彩の発足

犯罪被害者支援大学生ボランティア連絡会「あした彩」は、平成29年11月、岡山県内の10大学（現在は12大学・1専門学校）の学生が集まり、岡山県警察が橋渡し役となって発足した。「あした彩」は、各大学での活動を行うだけでなく、協力して犯罪被害者遺族講演会を開催するなど、大学生が結集し、意見を出し合い、様々なボランティア活動を行っている。

「あした彩」の名称は、「あたたかい心の絵の具で、闇に包まれた方の心に、明日へと続く光の道



を描くお手伝いをお願いしたい。」という御遺族の言葉から生まれた。

「あした彩」の大学生は、在籍している学部も様々で、各種の特技を持った学生もあり、それぞれの専門性や特技を活かした支援活動を行っている。

2 直接支援

犯罪被害者支援の取組は、日常生活を支える支援が一層求められている上、途切れのない支援を行うためにも、地域コミュニティとの連携が不可欠となっている。

「あした彩」の大学生は、地域コミュニティの代表といえる存在であり、警察や行政機関とは異なる、大学生ならではの視点から、犯罪被害者等に「笑顔を届ける」活動を行っている。



学習支援
(イメージ図)



御遺族との交流

〔直接支援の事例〕

- ・ 犯罪被害に遭ったことで通学できなくなった被害者に対する学習支援
- ・ 日常生活を支える支援（野菜の収穫、入院児童の遊び相手及び小学校でのワークショップ）
- ・ 講演を行ってくれた御遺族への書き・メッセージDVDのプレゼント、講演後の音楽演奏による精神的ケア
- ・ 御遺族との交流（誕生会、お菓子作り等）

3 広報啓発

「あした彩」では、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者支援の重要性等を広く県民に訴えるため、大学生が自ら企画・運営する犯罪被害者支援フォーラムを開催するなど、広報啓発にも力を入れている。

〔広報啓発の事例〕

- ・ 犯罪被害者支援フォーラム（遺族講演、あした彩活動報告及びグループ討議）の開催
- ・ 命の大切さを学ぶ教室の開催に伴うファシリテーションの実施（生徒等が自ら学び考える機会の提供）
- ・ 犯罪被害者支援パネルの作成・展示
- ・ 被害者の手引のデザイン協力
- ・ 犯罪被害者支援紙芝居の作成・年少者への読み聞かせ



大学生主催のフォーラム（地域住民対象）



遺族講演後のファシリテーション

4 反響等

大学の垣根を越えた「あした彩」の活動は、学生間のつながりを深めるとともに、サークル設立等の新たな動きに発展している。さらに、こうした大学生の熱意が大学にも認められ、社会参加活

動への促進の後押しとなるなど好循環を生んでいる。

また、「あした彩」の活動を知った他県の大学生が、犯罪被害者支援の取組を開始するなど、大学生による犯罪被害者支援の輪が全国に広がりを見せている。

犯罪被害者等のためにボランティア活動を行う大学生は、犯罪被害者等との信頼関係を着実に築くなど、中長期における「支援チームの一員」として重要な役割を担っている。



同級生を亡くした児童
に対する支援（花植え）



グループ討議
（自分たちにできる支援の検討）



交通死亡事故現場での黙祷